

第1回新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会
議事録

内閣府公益認定等委員会事務局

第1回新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会

日時：令和7年1月31日（金）10：00～12：01

場所：虎ノ門37森ビル12階 会議室（Web会議併用）

【出席者】

参 与：生野参与、大塚参与、岡本参与、黒田参与、溜箭参与、豊福参与、林参与、
藤谷参与、松元参与、弥永参与、湯浅参与

事務局：高角局長、大野次長、魚井課長、鈴木法令基準室長、古谷企画官

【議事次第】

1．開会

2．議事

（1）本研究会の運営について

（2）「本日主に議論していただきたい事項」に関する意見交換

（3）自由討議

3．閉会

○大野次長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第1回「新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会」を開催いたします。

内閣府公益認定等委員会事務局の大野と申します。

参与の皆様におかれましては、お忙しい中御出席いただき、ありがとうございます。

本日は、全ての参与の方がこの会議室にお集まりいただく予定になってございます。

まず「新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会」の開催に当たりまして、高角公益認定等委員会事務局長より挨拶を申し上げます。

○高角局長 公益認定等委員会事務局長の高角でございます。

このたびは、皆様大変お忙しいところ「新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会」に御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

御案内のとおり、昨年5月にいわゆる公益二法、改正公益法人認定法と新しい公益信託法が全会一致で可決、成立いたしました。

公益信託に関しては、100年ぶりの抜本改正が実現したわけでございます。

新しい公益信託法は、民間公益の活性化を目的に、主務官庁制を廃止して、公益法人と共通の行政庁による認可、監督の制度を創設すること、そして、受託者や信託財産、公益信託事務の範囲を大きく拡大することとしたものでございます。

令和8年、来年4月の施行を目指して準備しているところでございます。

国会の附帯決議におきまして、法律に基づく下位のルールを策定するに当たっては、国民の幅広い意見を聴くことが求められているところでございます。この研究会で御議論いただいた上で、パブリックコメント等で幅広い方々の御意見を伺いつつ、進めてまいりたいと考えております。

来年4月に向け、現在の公益信託を担っている皆様、これから各地方で行政庁の役割を担っていただく都道府県の皆様への周知ということも考えますと、できるだけ早いタイミングで新制度の具体的な姿を提示していくことが必要であり、今年の夏を目途に、公益認定等委員会への諮問・答申を経て、政令及び内閣府令を決定していくことを目指してまいりたいと考えております。

ということで、この準備研究会を立ち上げさせていただいたわけでございますが、公益信託や公益法人の高い知見を有する有識者の皆様にお力をいただきながら、差し当たりは政令及び内閣府令の制定に向けた議論を集中的に行っていただきたいと考えております。

新しい公益信託制度は、従来の制度から様々なところが大きく広がる枠組みとなっております。そういう中で、使い勝手のよさを確保しながら、同時に、制度としての信頼性をいかに維持していくのかということを両立した仕組みにしていかなければいけないと考えております。

今後、いろいろな使い方が出てくるであろう中、我々の想像もしていないような使われ方も出てくるのだらうと思いますが、ありとあらゆることを最初から想定し尽くして制度設計をすることは、事実上難しいと考えておりまして、そういった新たなニーズにつつま

しては、必要に応じて対応していく。今後、柔軟な見直しを行っていくことを前提に、めり張りをつけて議論していただければと考えております。

皆様の忌憚ない御意見、闊達な御議論をいただきますよう、お願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございます。

○大野次長 ありがとうございました。

続きまして、参与の皆様から御挨拶をお願いいたします。

お名前をお呼びいたしますので、一言ずつお願いいたします。

なお、今回、会議室では、お1人につき1つずつマイクを設置しております。参与の皆様方におかれましては、御発言の際には、マイクのスイッチをオンにいただき、発言が終わりましたら、オフにさせていただくようお願いいたします。

まずは、生野考司参与、お願いいたします。

○生野参与 令和4年4月から当委員会の常勤委員をさせていただいています、生野考司と申します。

前職は裁判官をしていました。

どうぞよろしくお願いいたします。

○大野次長 続いて、大塚智見参与、お願いいたします。

○大塚参与 大阪大学の大塚と申します。

ふだんは民法や信託法の研究をしています。

実体法研究者の立場からお役に立てればと思います。

よろしくお願いいたします。

○大野次長 続いて、岡本仁宏参与、お願いいたします。

○岡本参与 岡本と申します。よろしくお願いします。

特に信託法とか、僕は法学部なのですが、専門は西洋政治思想史で、授業ではソクラテスからプラトンをやって、ずっとアリストテレスとか、そういうことをやりつつ、最後にホッブズ、ニーチェまで来るということをやって、阪神・淡路大震災のときに、被災地でしたので、それで非営利社会活動についても勉強することに入りまして、今、NPO論ということで、二足のわらじであります。

ですから、法律というよりは、どちらかという民間非営利活動の立場でいろいろと教えていただきたく思っております。

よろしくお願いします。

○大野次長 続いて、黒田かをり参与、お願いいたします。

○黒田参与 皆様、黒田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、こちらの常勤委員をさせていただいており、2期目を務めております。

現職の前は、民間企業や大学の研究所などを経て、アメリカと日本の非営利セクターで25年ほど仕事をしていました。

今回の新公益信託の制度は、受託者の広がりなどもございまして、今後、非営利セクターにも大きな影響を与えるのではないかと期待しております。

よろしくお願いいたします。

○大野次長 続いて、溜箭将之参与、よろしくお願いいたします。

○溜箭参与 東京大学の溜箭将之と申します。

英米法という専門を持っていますが、公益信託、公益法人みたいなところを研究では扱っていて、ここしばらくはそういった改正にも関わらせていただいております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○大野次長 続いて、豊福嘉弘参与、よろしくお願いいたします。

○豊福参与 三井住友信託の豊福と申します。よろしくお願いいたします。

銀行では、制度改正とか商品開発を担当しております。

公益信託は、公益事務と信託事務が車の両輪のようにうまく機能することで、社会に貢献できるのではないかと考えております。

私どもは長年にわたって信託実務を担っておりますので、そのような観点からいろいろな御協力等ができればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○大野次長 続いて、林邦彦参与、よろしくお願いいたします。

○林参与 弁護士の林邦彦でございます。

所属は、大阪弁護士会です。

信託に関しましては、従前の改正法のと時から弁護士会サイドでずっと関わっていて、こちらの公益信託法については、法制審の幹事として関わらせていただきました。

大学は大阪大学で、ずっと法制審のと時からこの制度が改正されて、できて、うまく動いたら、皆さんが幸せになるチャンスがたくさん増えるはずだとすごく思っているのも、一応、弁護士ですので、弁護士会というか、弁護士も積極的に公益信託に関わって、よりよいプラクティスができればいいと思っていますので、このたびはぜひよろしくお願いいたします。

○大野次長 続いて、藤谷武史参与、お願いします。

○藤谷参与 東京大学社会科学研究所の藤谷武史と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、専門は租税法でございまして、これまでも公益法人、公益信託の税制について勉強してまいりました。

御指導のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○大野次長 続いて、松元暢子参与、よろしくお願いいたします。

○松元参与 慶應義塾大学の松元でございます。

専門は、会社法、非営利法人法、信託法、金融商品取引法のあたりを専門にして勉強しております。

公益信託との関係では、公益信託法の改正の法制審議会のときから溜箭先生、藤谷先生

と一緒に参加させていただきまして、当時の林幹事にもいろいろと御指導いただきまして、勉強してまいりました。

こうしてようやく動き出すところで、すごくうきうきしておりますので、最後まで頑張りたいと思います。

と言いつつ、すみません。産休に入る関係で、3月末で失礼させていただくのですが、3月末までしっかりと少しでもお役に立てればと思います。

よろしくお願いいたします。

○大野次長 続いて、弥永真生参与、お願いいたします。

○弥永参与 弥永と申します。

今、明治大学に勤めておりますが、私の専門はいろいろとございまして、そのときそのときで結構変わっているのですが、一応、主たる柱は会社法と会計学でございまして、私は、会計学の分野について言うと、非常に幅広く、営利企業だけではなく、学校法人、社会福祉法人、そして、偶然なのですが、宗教法人の会計とかもある国際的な組織で研究しております、そういう意味においては、会計分野は非常に幅広い守備範囲を持っております。

法律系は、会社法が中心ですが、かつて道垣内先生の研究会に入れていただいて、コンメンタルを作る研究会だったので、信託法をかなり満遍なく勉強させていただいておりますので、そういう意味においても、今回、こういうところに参加させていただいて、非常にありがたく思っています。

また、受益者として、公益信託については運営委員をやったこともありますし、信託管理人もさせていただいたことがありまして、そういう立場から、今回、このように受託者の範囲が広がると、これまでは信託銀行にお任せしてというか、信頼を置いて信託管理人をできたわけですが、今後は、信託管理人の重みは非常に大きくなるのではないかと思いますので、そういうことを含めて、ぜひ勉強させていただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○大野次長 続いて、湯浅信好参与、お願いいたします。

○湯浅参与 湯浅でございます。

公益認定等委員会の常勤委員を務めております。

生野委員と同じく、約3年前に委員に就任したわけですが、その前は、監査法人のパートナーとして、主として企業の監査、法人内部の品質管理業務に従事してまいりました。

信託ということではいいますと、証券投資信託の監査の責任者もやっておりました。

今回、信託の専門家の皆様の御意見もしっかりと受け止めながら、自分なりに考えて、この制度が有益なものになるように取り組んでいきたいと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○大野次長 ありがとうございます。

続きまして、内閣府公益認定等委員会事務局の出席者を御紹介させていただきます。

冒頭に挨拶させていただきました、事務局長の高角でございます。

○高角局長 よろしくお願ひします。

○大野次長 総務課長の魚井でございます。

○魚井課長 よろしくお願ひいたします。

○大野次長 法令基準室長の鈴木でございます。

○鈴木室長 よろしくお願ひします。

○大野次長 公益信託を担当している企画官の古谷でございます。

○古谷企画官 よろしくお願ひいたします。

○大野次長 それから、進行を務めております、私、大野でございます。

よろしくお願ひいたします。

それでは、早速、本日の議事に入ります。

資料はお手元でございますでしょうか。

ないようでしたら、挙手をお願ひいたします。

では、早速でございますが、議事第1「本研究会の運営について」説明させていただきます。

資料として「新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会の設置について」。こちらは、公益認定等委員会で決定されたものでございます。

これに加えて「新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会運営要領（案）」をお配りしてございます。

内容につきましては、事前に御説明しているとおりでございますので、割愛させていただきますが、運営委員会につきましては、できる限りオープンに進めていきたいと考えています。

こちらの運営要領につきまして、御質問、御意見等はございますでしょうか。

特にないようでしたら、この運営要領のとおり、決定することにいたしまして、この運営要領に従ってこれから会議を進めてまいりたいと思います。

まず、同要領の1（1）に基づき、当研究会の座長を決めていただきたいと思います。

立候補または御推薦はございますでしょうか。

溜箭先生。

○溜箭参与 立候補する度胸はないのですが、昨年来、公益法人のガイドライン研究会座長を務めていらっしゃる湯浅参与が適任ではないかと思っておりますので、推薦させていただきます。

○大野次長 ただいま湯浅委員と御推薦がありましたが、皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○大野次長 それでは、湯浅参与に座長をお願いしたいと思います。

それでは、以後の議事進行につきましては、湯浅座長をお願いいたします。

○湯浅座長　よろしくお願ひいたします。

それでは、早速でございますが、議事次第に従って議事を進めてまいりたいと存じます。

議事第2「『本日主に議論していただきたい事項』に関する意見交換」に移りたいと思います。

まずは、事項①について、事務局から御説明をお願いいたします。

○古谷企画官　企画官の古谷でございます。

事務局から御説明させていただきたいと存じます。

本日の御議論については、資料1－1をベースにさせていただけたらと存じます。

まず、5ページにあります研究会の設置の趣旨は、政令、府令以下のものについて御議論するということになります。

具体的な特に本日御議論いただきたい内容については、7ページに1～5と挙げております。

そのうち、最初に議論いただきたい事項について、①について8ページで御説明させていただきたいと存じます。

主に御議論いただきたい1つ目として「公益信託の信託行為の必要的記載事項」について挙げております。

信託行為として、信託契約の方法による場合、遺言信託による場合がありますが、特に信託契約の場合を念頭に御議論いただければと存じます。

公益信託の信託行為に定めるべき事項としましては、第4条第2項に規定されております。公益事務を行うことのみを目的とする旨、公益信託の名称、信託管理人・帰属権利者を指定する旨、その他府令で定める事項となっております。

今回、具体的な提案は「府令第A条」とさせていただいております、具体的な規定の内容は資料3－1に書いております。

信託行為の定めについて御意見をいただくに当たって、信託契約、認可申請書の記載事項について、事務局内での現在の整理について御説明させていただきたいと存じます。

次のページをご覧くださいと存じます。

共通理解を図るためのイメージの図になりますが、信託契約ですので「委託者・受託者の合意」が全体を画しております。

その中で、左側の水色の丸が信託契約を表しております、その内容を証する書面として、信託契約書は、実施規程等が当事者で作成されるということで、真ん中の「信託契約書」左側の「規程等」として書かれております。

これに対して「認可申請書」真ん中の上のほうにありますが、これは受託者が行政庁に対して認可を求めるために作成する書面となります。当然、これは委託者・受託者が作成する契約書とは内容が重ならない部分もあると理解しております。

その上で、右上の「認可申請書記載事項」として、赤丸でくくっておりますが、この丸が信託行為である「信託契約書」また「規程等」と重ならない部分もあるものとして、こ

の2つの重ならない丸として想定しております。

右上ですが、公益信託の効力が発生した後の変更についての認可は、当初、行政庁が行った認可の変更であり、申請書の記載内容が変更の基礎となります。

そうしますと、原則的には、申請書記載事項が認可の対象となり、軽微なものが届出事項となるというような整理になっております。

その上で、ここでの図の眼目となりますが、現在の申請書の記載事項として、今後、運用としては、別紙契約書のとおりとしており、この契約書が申請書の中に内容として取り込まれていることを想定しております。

実際、契約書の中には、いろいろなものが取り込まれますが、左上に「必要的記載事項」と書かれたものに関して、認可申請書に取り込まれることによって、原則、変更については認可が必要になります。軽微なものは届出となります。

それ以外の任意的記載事項については、基本的に届出となります。

行政庁としては、根本規範についての契約書については、なるべく変更について把握しておきたいという気持ちもあります。

想定する運用イメージとしましては、契約書について、自由に作っていただく中で、最初にきちんと見た上で、あとはきちんとその契約書に従って事務が行われているということで、毎年のように変更されるところまでは想定していないところになります。

実際、それ以外、左下になりますが、細目については、添付書類として提出することを想定しております。

このようなモデルを念頭に、ページを戻っていただいて、第A条として必要的記載事項として掲げるべきものについて御議論いただければと存じます。

具体的な項目としましては「公益事務に関する事項」として、目的、区域、内容があり、「信託財産に関する事項」として、受入れ、運用、支出を挙げております。

また、支出については、費用や報酬が含まれます。更に、信託事務年度を定めるために、財産の計算期間を挙げております。

公益信託契約の当事者である当事者の名前のほか、受託者の事務、信託管理人の事務についても挙げております。

ここで、3の③の公益信託事務については、例えば経理の方法とか、定期書類の作成方法などについて書くことを想定しております。

これまでのものは、合意しなければ、認可として認められないものとして挙げておりますが、4については、合意する場合には、契約書にきちんと契約行為として定めていただきたい事項として掲げております。

典型的なものとしては、報酬については、信託行為で定められなければ無報酬の公益信託ということになりますが、報酬を決めるのであれば、契約書で決めることにして、実際に契約書とは別に当事者間で合意していたというようなことがなるべく起こらないような形で運用ができたかと考えております。

以上が大きな項目で、具体的な規定ぶりは資料３－１、その説明は資料３－２、実際の契約書とする場合のイメージは資料４として御提示させていただいております。

加えて、10ページになりますが、これは、信託契約書等が出されて、認可の申請が行われた後の流れについて説明させていただいております。

受託者が申請書を作った上で、その後の変更については、最初の段階と一緒に、実体法上、信託法上の変更についての要件については、信託法の規律に従った上で、それについて効力を発生するために、変更認可が行われると理解しております。

具体的な変更認可の対象は、認可ということですが、一番下の軽微なものについては届出事項になると理解しております。

届出事項については、当事者の問題ですので、ある程度主観的な重要性ということもありつつも、ここで言う「軽微性」については、行政の認可までの手続を要するか、否かという意味での規範として捉えております。

以上になります。

○湯浅座長　ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、皆さんから御意見、御質問をいただきたいと存じます。

御意見、御質問のある方は、挙手をお願いいたします。

いかがでしょうか。

岡本参与、お願いいたします。

○岡本参与　どこで話したらいいのか、分からないところがあって、すみません。

信託契約書がこの絵ですね。

丸で書かれているのですが、法によると、中身の申請の規程でいくと「信託行為の内容に関する事項」という形の書き方になっていて「信託契約書」とは書かれていないので、信託契約そのものではなくて、内容に関する事項になっているということですね。

だから「基本的合意事項」とかが入っているものは、契約書そのものと、この法に定める公益信託に係る信託行為の内容に関する事項、信託行為の内容を証する書面が７条の２項５号とか３項１号とかで書かれているので、信託契約書そのものと違った表現があることについては、信託契約書をそのまま載せる申請書の中に入るのか、その辺りについても、この議論の中で具体的に詰めていくべきことかなと思っているということです。

これは大まかな図ですから、そういう意味では、あまり問題にするというわけではないのだけれども、そういう点も考えていく必要があるのかなと。

それは、後での変更事項とか、その辺にも関わってくるのかなと。変更認可のときの議論に関わるかなと思ったということでございます。

以上です。

○湯浅座長　ありがとうございます。

何か事務局のコメントがあれば、どうぞ。

○古谷企画官　補足的に説明させていただいております。

9 ページの図は、まさに信託契約書について、紙としての信託契約書が別紙として認可申請書の中にも参照されるような形の図としてイメージさせていただいております。

参与がおっしゃったとおり、実際に公益信託法ですと、具体的に申請書に記載すべき事項は7条2項で定められていまして、今おっしゃった「その他公益信託に係る信託行為の内容に関する事項」について、申請書に記載するものとなっております。そこについて、別紙として参照されるようなことを想定しております。

ここで言う「信託行為の内容に関する事項」は、その後の3項1号の内容を証する書面とパラレルとなっておりますが、ここについて、信託法上は、具体的な信託契約書それ自体は「信託行為を証する書面」という言葉になっていまして、そこでは広がった形で内容を証する書面となっていることで、契約書も含まれ得ることになっておりますが、具体的には、実際は申請書の中で契約書も含めて取り込まれるような形で運用できたらという形での提案となっております。

○岡本参与 ありがとうございます。

○湯浅座長 そのほかにどなたか。

松元参与、お願いいたします。

○松元参与 質問というよりは、確認という趣旨での発言をさせていただきたいのですが、9 ページの図で「信託契約書任意的記載事項」を変更する場合は届出が必要ということになっているのです。

資料で丁寧に御説明いただいていると思うのですが、テクニカルなところなので、念のためこの理解で正しいかというところですが、信託契約書という紙に書かれているもののうち、9 ページの図で言うと、左上の「必要的記載事項」は、法4条2項各号に定めるものが必要的記載事項で、それ以外は全て任意的記載事項になり、かつ、それが今回の資料3-2の25ページの（軽微な変更について）の第J条6号で「信託行為において定めた事項の変更（法第四条第二項各号に掲げるもの）」が必要的記載事項だと思うのです。

そうすると、信託契約書に書いてあるもののうち、任意的記載事項については、全て少なくともこの6号ではすくわれて、全部軽微な変更にあたるので、届出で済むという整理で正しいでしょうか。

○古谷企画官 御質問ありがとうございます。

お答えさせていただきます。

具体的なこちらの今の御提案としては、信託契約書全体が別紙として参照されることによって、先ほどの4条2項各号、また、7条2項各号の記載事項に入ってくると理解しております。

そういう意味では、任意的記載事項も契約書の一部ですので、申請書記載事項の中には入ってくると想定されます。

その上で、軽微性の判断の中で、今、御指摘のあったJ条の中で抜かれていくという整理で考えております。

資料4で信託契約のイメージと挙げさせていただいておりますが、ここでまさに今挙げているような必要的記載事項については、そのまま縦で書いてあって、任意的記載事項については斜体で書かせていただいております。

具体的な例としましては、例えば「第8条（金銭の運用）」の辺りまで見ていただきますと、ここがちょうど両方入っているところなので、例で挙げさせていただきますと、例えば運用について、必要的記載事項としては、財産の途中の出入りなので、1項として書くこととなりますが、2項の運用について、細かな管理人の同意が要るかどうかは任意的記載事項になります。

これについて、実際に契約書に書かれた中で、2項について掲げる場合には、軽微性で届出になるというのが基本的なスタンスで、上のほうは変更認可の対象になってくるというような形で考えております。

今お示ししたのが、資料4の15ページの8条になります。

○松元参与 ありがとうございます。

ついでに、資料4の読み方なのですが、資料4の1ページの一番下に「必要的記載事項及び任意的記載事項について、記載例については点線下線で示しています」と書かれているのですが、資料4の点線下線は、必要的記載事項ですか。

資料4の1ページです。

○古谷企画官 一番下のところですね。

○松元参与 「必要的記載事項及び任意的記載事項について、記載例については点線下線で示しています」と書かれている。

でも、点線下線で引かれているのは、見ていると、必要的記載事項が書かれているのかなと思ったのですが。

○古谷企画官 必要的記載事項の記載について点線を引いていまして、任意的記載事項は斜めの文字になっておりました。斜体になっております。

○松元参与 そういう趣旨ですか。なるほど。そうか。

すみません。それもあって、若干混乱してしまったのですが。

○古谷企画官 具体例、記載例として、幾つか掲げているものがありまして、必要的記載事項の記載例は、例えば8条の部分になりまして、例えば33ページの22条を見ていただきますと、例えば22条の2項で任意的記載事項の記載例を斜線で引いている。

点線、破線を引いているのが記載例になります。

必要的記載事項は普通で、任意的記載事項は斜体になっていて、記載例については、下に破線を引いている整理になります。

分かりにくくて、申し訳ございません。

○松元参与 なるほど。すみません。分かりました。

もし可能であれば、分かるようにしていただくといいかもしれません。

○古谷企画官 了解しました。

○湯浅座長 藤谷参与、よろしくお願いします。

○藤谷参与 ありがとうございます。

認可まで必要とするものと軽微ゆえに届出でよいとするものの整理については、お考えのとおりでよいと思います。その上で、届出でよいとされる変更についての扱いにつきご教示ください。行政庁として関与するものではないが、把握はしておきたいという趣旨で届出を求めている、とご説明いただいたのですが、それら届出の対象となった変更については、行政庁限りで情報を把握しておくに留めるのか、それとも、例えば信託管理人、あるいはその他関係人への通知、までも想定されているのでしょうか。公表というのもしないとは思いますが、届け出された情報について、どういう扱いになるか、お教えいただければ幸いです。

○湯浅座長 事務局からお願いいたします。

○大野次長 まだ決まっていないというのが正直なところでございまして、まず、公益法人の制度で申し上げますと、財産目録等として開示すべき文書に含まれば、今回の改正で開示することになります。

ただ、一方で、公表しないものもあり、物によって分かれてまいります。要するに、開示すべきものは何なのか。

それから、信託管理人をどうするかということにつきましては、多くのものは事前に信託管理人、あるいは委託者の同意を取ることが多いと考えておりまして、一律に来たものを全て信託管理人に通知するというのではないと考えてございます。

○藤谷参与 ありがとうございます。

今のご説明で大変よく分かりました。想定されているのは基本的にガバナンスが効いている場合であろうと思います。そのような場合には、おっしゃるとおり、受託者が信託管理人に通知した上で行政庁に届け出ることになろうと思います。ただ、そうではない場合、例えば受託者が信託管理人の眼に届かないところで勝手に変更しようとしているような場合には、行政庁は積極的な関与こそしないにせよ、届出があったことを信託管理人等にフィードバックすることで、信託側のガバナンスが機能していないような場面に対する備えになるのかな、と思っておりました。そこはまだこれから整理ということで承知しました。

ありがとうございます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

そのほかの方。

林参与、お願いいたします。

○林参与 松元先生の質問で尽きているのかもしれませんが、部分的に確認です。

要するに、法に基づく変更の手続を要求される事項があつて、多分、それは、基本的には申請時というか、信託行為時には法が求める必要な事項になって、信託契約書とか申請書には、それと任意的記載事項が書かれる。

だから、認可手続において、変更の手続でどこまで求められるかになって、例えば私も

若干不安だったのは、申請時に任意的記載事項において書いた以上は、認可の時点でそれに対する変更についても認可を求められることになる、若干手間になるなど。

内容によってはそれぐらいいいやという場合もあるのかもしれないのだけれども、手続的にはどうなるかなというのが気になっていたところです。

例えば僕が具体的に問題意識があるのは、任意的記載事項の中で、例えば第三者に委任する場合と、合議制の機関を置く場合があるのだけれども、それこそ申請書とか契約書に一定の事項を書いたのだけれども、後から人ややりようとかを変更するようになるときに、それは軽微なもので、報告にとどまるのか、認可を受けないといけないのかは、一応気になったところでした。

自分の感覚だと、基本的には、認可を求める事情はこうではないかという気はしているのですが、合議制の機関は、いろいろと資料を見ると、必要性みたいなものにおいて重く捉えられていると思うから、その辺の立てつけというか、割り振りは気になっていたところなのです。

もう一点は、逆に委任についても、合議制の機関についても、信託行為のときは必ずしも必要ではないと思ったから、書かなかったのだけれども、後から使いたいと思ったときに、法の上では自由にできるはずなのだけれども、認可との関係はどうなるのかになるので、その切り分けがしっかりとしていないと。

逆にここの議論は、最後は都道府県の方に落としていくときに、明確に、シンプルに行動できるか、そのルールをつくるためという観点で言うと、その説明がうまくないと、それも認可の対象だとか、最初に絶対に書かないといけないとか、そういう誤解を与えるようだと駄目だと思ったから、そういう問題意識を持っていました。

○湯浅座長　ありがとうございます。

今の点に関しまして、事務局から御説明をお願いします。

○古谷企画官　御質問ありがとうございます。

資料1-1の8ページで記載している趣旨としては、例えば委任の場合ですと、合議制の機関については、ガバナンス等も含めて非常に重要なものになってきますので、それが契約書に書かれて、基本的には変更認可の対象になるというようなイメージであります。

具体的な細目、細かな変更までについて言うと、軽微性に当たることになりますが、基本的には、ここに掲げている1～4の項目については、契約書で必要的記載事項となり、申請書に参照された中で、認可が必要なものとして整理させていただきたいということになります。

また、途中から追加される場合に関しては、逆に言うと、契約書に書くこととなりますので、まずは変更認可の対象になって、それが後、軽微性で抜かれるかどうかという中で審査になってくるものと考えております。

以上です。

○湯浅座長　よろしいでしょうか。

岡本先生、お願いします。

○岡本参与 今の8ページで書かれていることも今後の審議の対象で、今やったから、これはもう決まりということでもないとは僕は理解しているのですが、契約書はいつの段階で捺印するというか、確定するかということと、申請を出して、その後に軽微な変更も含めてした上で、最後に捺印するという可能性もあるわけで、初めに捺印した上で、申請書で持っていく場合もあるだろうし、例えば申請を出した上で、若干の問題を指摘されたところを直して、最後に確定して、契約する場合もあり得ると思うのです。

だから、そういう意味でいくと、信託行為がそのまま全て確実に発効する段階で申請したものとイコールであるかどうかということについての議論も当然あり得ると思います。これが1点です。

もう一つは、例えばですが、委託者が匿名で委託したい、公益信託をしたいと。匿名寄附はいっぱいあるわけですね。

だから、匿名で委託したいという場合に、申請書の中では、法に書かれている第7条の第2項では、受託者及び信託管理人の氏名及び住所は書いてあるのだけれども、委託者の氏名及び住所は、申請書のときには記載されていないので、この文章を読む限りは、委託者の匿名性が保てる可能性もあるかと思うのです。

だから、添付書類の中に何を載つけるかだけれども、委託者の名前が分からなくていいのかという話は当然出てくると思うのですが、必ずそれを明らかにする。

法の2項の各号の中には、委託者の名前がないということを考えて、添付書類の中にはあったとしても、それが公開書類に当たるのかどうかについても、さっき公開等の議論がありましたから、そこも含めてそこがあるのではないかと。

つまり、申請書と添付書類、それから公開・非公開という内容についてはずれるだろうし、確定について、認可か、届出かということについても、一律にきちんと同じだと言えない可能性も出てくるかなと思うので、そこは丁寧に議論しないといけないのではないかという気がします。

あまり面倒くさくしたくないのですが、結構面倒かなと。何百ページもあるもので、その中でまた分類していくのは大変だと思うのだけれども、論理としてはそうなるかなと思いました。

以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

貴重な御提言をありがとうございます。

今の点に関しまして。

林参与、お願いします。

○林参与 岡本参与の御発言に対し、一応確認というか、要するに、信託契約書をいつ締結するかというのは、法制審の時点でも議論していて、多分、今の信託銀行さんの実務的なプラクティスは、契約は締結したけれども、認可が下りなくて、潰れたらいけないと思

うので、申請する時点においては契約までしなくて、認可が下りてから契約するのが実際上のプラクティスだと思うのです。

ただ、公益信託として効力が発するかどうかは、別に契約が先でも、後でもどちらでもいいのです。契約を先にやって、手続して、認可が下りたら、それで。どちらでもいいのです。

だから、例えば法令上とか、そういうものは実体法上はないはずなので、その辺は配慮してやらないといけないのではないかと思います。

だから、今のプラクティスみたいに、認可が下りてから契約しようとする人が、実際上の実務としては冷静な対応なのだろうと思います。先に契約をやってしまって、認可が下りなかったら、後からどうするのだみたいなことになって、それはばからしい話になる。

だけれども、法の立てつけとしてはどちらでもいいと。実体法としてはそのようにつくられているはずです。

それが1点と、匿名で寄附したいというのは、世の中の人にたくさんいるのは承知しているのですが、公益信託をやるときにそれでいいのかというのは全然レベルが違う話になって、そもそも自分自身は、先生に今言われるまでそんなことを考えもしていないというか、契約するのだから、契約書に必ず名前は書かざるを得ない。

それをある種先生が言われたように、情報公開するとしたら、委託者が誰かは出ざるを得ないような気はしています。だから、公益信託が匿名でも機能するかというのは、若干飛んだ議論になるような気がします。

可能性は、論理的にはあるのかもしれないのだけれども、僕は直ちにはぴんときななかった。

もう一点だけ。

寄附と信託行為として、信託として受託するのは、法的構成としては別だということです。

法制審のときも、信託行為でやるために、信託を譲渡することについては、基本的にはちゃんとしたコンセンサスを得るのですが、そのときに、寄附とは何かというのは、実は明確にされないまま法になっている。でも、皆さん信託だから寄附するのだと結構思っていると思うのです。

だから、そこは法的な意味においても多分そごがあって、僕は若干この中の記述にも混乱していると思った部分はあるのです。

だから、信託を設定するときは、信託行為として譲渡するのだけれども、できた信託に対して、私も参加したいからお金を出したいという人は、追加とかで入れればいいのだけれども、それは信託行為なのか、ただ単なる贈与としての寄附なのか、両方あり得て、そこも実はそんなに整理されていなくて、ただ贈与して寄附した人はどうしたらというところなので、それをさらっと寄附として書いているというのが読み方になるのだと思うのです。

だから、匿名で寄附したい人は、信託行為ではなくて、できた公益信託にされるのだったら、一応可能性はありそうだったのだけれども、それは匿名でいいのかという問題があるので、そういう整理になるかなと思いました。

ただ、匿名で寄附していいのかというのは、要するに、マネロン的にいいのかみたいなことが信託に対してすごく注目され、批判されているところでもあるので、その辺は非常に慎重であるべきかもしれないし、公益だからなおそうかもしれない。

匿名でできたほうがいいのではないかというのは、要するに、寄附を増やして、公益信託の数を増やすためには、あったほうがよさそうなのだけれども、現実には全方位でいろいろと考えたときに、うまく機能するか、分からなかったので、申し訳ございません。

以上です。

○湯浅座長　ありがとうございます。

大塚先生。

○大塚参与　今の匿名の寄附について、少し補足的なコメントをいたします。

林参与の御整理は非常によく分かったのですが、委託者の匿名性という点に限ってコメントいたしますが、委託者の名称は、公益信託の認可においては非常に重要だと考えております。

なぜかと申しますと、この後、議論されると思いますが、特別の利益の供与の禁止という規律がございまして、これがまさに公益信託の認可を支えているのではないかと考えます。

そういたしますと、委託者が誰かというのを見せずに公益信託の認可をすることはできないと考えますので、委託者の名称は必ず書かなければいけない事項なのだろうと考えております。

以上です。

○湯浅座長　御整理をありがとうございます。

事務局から何かございますでしょうか。

○古谷企画官　豊福参与、よろしいですか。

○湯浅座長　豊福参与、お願いします。

○豊福参与　実務的な観点で少しお話しさせていただきますと、実際に公益信託のお客様から相談があった場合、まず、目的とか財産を確認しまして、それにふさわしい信託管理人さんとか運営委員会のメンバーとかをある程度選定させていただきます。

その上で、信託契約を作成しながら、同時並行的に主務官庁と相談を始めます。そして、ある程度主務官庁の理解が進んだ段階で、実際の契約手続、本申請という流れになり、本申請の認可が下りた後にお金を入れていただくような流れが割と一般的であります。

それと、先ほど先生がおっしゃったように、いわゆる信託会社とか金融機関の場合は、委託者の本人確認が必要でございますので、匿名での信託契約の締結は、相当程度難しいのではないかと。金融庁の監督下にいる会社においては、実務的には困難ではないかと理解

しております。

以上です。

○岡本参与 よろしいですか。

○湯浅座長 はい。

○岡本参与 先ほど言ったように、委託者の名前が申請書類の中に何らかの形で入って来ざるを得ないというのは、僕も理解はしているのです。

ただ、それをどこまで公開するのかということは、僕は別個の問題であると言った点が一つです。

それと、今、銀行の方からお話があったように、主務官庁制度の場合には、事前に打合せをやるというのが重要ですが、僕も大阪の公益認定等委員会の委員長もやったので、事前にいろいろとやっているのは知っているのです。

でも、基本的には、そういう事前調整をできるだけ少なくして、ぱっと出せるようにするというのが主務官庁制度からの離脱の一つの大きな意義だと考えるので、そういう意味では、丁寧に書いたほうが。

僕はあまり丁寧に、細かく書かずに、シンプルにしたほうがいいというのが基本的な意見なのですが、書かれていることによって、申請されてきたものについて、それは駄目ですよとか、いいですよと判断するほうの手續を明晰にしたほうがいいというのが私の基本的な意見なのです。

実務的にそうであったし、特定非営利活動法人でも、事前にいろいろな形でやり取りしながら申請するとなっているのは重々承知していますが、制度の立てつけとしては、事前相談がなくても済むような形を原則とすべきなのではないかと。できるだけそこを目指していかないといけないと考えています。

以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

では、お願いします。

○古谷企画官 ありがとうございます。

大体今いただいた議論に尽きているところはあるのですが、認可の段階で契約書ができているかどうかは、に先ほど林先生がおっしゃったように、法は特にそこは要求しておりませんで、契約書案であってもよいですし、認可が下りてから署名押印するという現在の運用を変えるようなところまでの法改正となっておりません。

ただ、もちろん、契約書案の段階で、実際に申請書を受託者が出す段階で、ちゃんと申請書を出しているかどうかについて、例えば内容が反映されているかについて、委託者がどこまで関与するかはまた別途制度の問題かと思っております。

また、匿名の問題についても、御指摘の先ほどの特別の利益等も含めて、公益性という観点から開示も必要ですし、契約法の問題として、匿名の人との契約はどこまで有効かという問題と、さらに公益信託としての開示とか公表として、誰との間での匿名性が問題に

なるかというのは、問題提起をいただいたので、整理させていただきたいと思います。

先ほどありましたが、最初の信託行為だけではなくて、途中から第三者が入ってくるときに、委託者の権利義務も入る形で、いわゆる追加信託として入るのかどうか、また、寄附として入るのかどうか、その区別についても議論があるところですが、その辺りの第三者の寄附についてどうするかという点も併せて検討させていただけたらと存じます。

以上になります。

○湯浅座長　ありがとうございます。

松元先生。

○松元参与　大変細かい点なのですが、大事なところだと思うので、念のための御確認です。

また私の理解不足かもしれないのですが、資料4の下から2行目「任意的記載事項」の下から2行目で、信託行為の定め。

下から3行目か。

「原則、記載がなくても、公益信託認可には影響はありませんが、その内容を変更するときには、信託行為の定めに従った手続き」は当然必要なのですが「原則変更認可が必要になります」と書いてあるのですが、これは軽微基準で除かれるので、原則、届出になるという理解ですか。

○古谷企画官　御理解のとおりで結構です。

「認可」とは書いてあるのですが、基本的な立てつけとしては、軽微と判断されて届出になっていく。

ただ、契約書の中にあるので、認可手続の対象には載ってきますという形で、確認的に書かせていただいています。

○松元参与　そうだとすると、多分、これだけを読むと、一般の方は誤解すると思うので、認可が必要になるけれども、軽微基準で除かれるところまで書いていただいたほうが。

昨日、私はここを読んで混乱し始めて、いろいろと見たところだったので、すみません。

お願いします。

○古谷企画官　ありがとうございました。

○林参与　何度もすみません。

僕はそこが分かっていなくて、8ページの4で書かれている合議制の何とかは任意的記載事項のはずなのです。

でも、僕も先ほどその趣旨の質問をしたけれども、古谷さんは、契約書には書かれて、申請のときには出てくるわけだから、この内容について変更しようとする、認可が必要でずとおっしゃったから、先生のやり取りと自分の質問は実は合っていないと思っていて、分かっていなかったのです。

だから、法が求める変更手続と軽微かの切り分け、行政的に認可することは、場合によっては論理的にずれがあるのかもしれない、ここはそういう部分なのかなと、御提案と

しては思っていたのです。

任意的記載事項なのだから、軽微でいいではないかという松元先生のお考えはそのとおりで、僕も基本的にはそうなのだけれども、御提案の内容とはずれていると思っていたから。

○古谷企画官 資料4の29ページの19条を見ていただきますと、例えば選考委員会等を合議制の機関として設置することについては、必要的記載事項として御提示させていただいているものでして、これについて置く、置かないとかについては変更認可の問題になり、その下の3項以降の具体的に3分の1基準を置くとか、委員長を定める規定については、任意的記載事項として御提案させていただいて、これは原則、届出事項になるという整理で考えておりました。

○林参与 分かりました。

それを必要的記載事項としていいのかという問題が次にあって、要するに、そういう合議制の機関を使うのだったら、最初から書きなさいというのはそうなのだけれども、私は、書くのだったら、最初から書いたらというのは否定しないつもりだったのだけれども、逆に最初に書いていないと後から使えないのかというのと裏腹の問題になると思ったから、それは気になったところです。

○古谷企画官 なので、後から追加した場合に関しては、必要的記載事項として、信託契約書を変更する形で認可を経て、有効になるという形で理解しております。

○湯浅座長 よろしいでしょうか。

確かに、4ページの「原則」という言葉でふわっとされていますが、これが分かりづらくなっているのかもしれませんが。

御指摘ありがとうございます。

○藤谷参与 短く、よろしいでしょうか。

○湯浅座長 藤谷参与、お願いします。

○藤谷参与 要するに、「任意的記載事項」という言葉が2つのことを含んでいるのですね。最初の設定時の公益信託認可の申請書において常に含める必要はないという意味での「任意」的記載事項の中に、事柄としては重要なので追加する場合には必ず認可が必要なものと、軽微な変更なのでそのまま届出で済むという意味での「任意」なものがある、ということですね。ただ、他の先生方と同様、私もご説明を伺って混乱したところでしたので、用語法も含めて少し御検討いただいたほうがいいかと思いました。

○古谷企画官 了解いたしました。

○大野次長 任意だから軽微というのは一つの判断であって、そういった判断をするのもあり得るのではないかという御提案でございます。

任意イコール軽微が論理的な帰結として成り立つかという、そういうわけでは必ずしもない。そういったことをしてはどうかという一つの政策判断であるということを御理解いただきたいと思います。

○湯浅座長 弥永先生、お願いします。

○弥永参与 私は、8ページの4は、必要的記載事項ではあるけれども、それは定める場合の必要的記載事項というだけなので、そのところは、要するに、あることを定めるときには必要的記載事項になるというタイプの任意的記載事項と整理すれば、企画官がおっしゃったとおりだと思うわけです。

私は、4のようなものは、公益性の維持、ガバナンスという観点からすれば、認可の対象にしない。届出で済むようなものではないのではないかという気はいたします。

○林参与 よろしいでしょうか。

○湯浅座長 林参与、お願いします。

○林参与 重ねてになりますが。

ですから、公益信託法のいう必要とか任意というレベルの問題と、申請書が行政認可において必要か、任意かというレベルが違うという話ですね。

○弥永参与 はい。

○林参与 だから、最後に弥永先生がおっしゃったような整理になるのだろうと思うのです。

大事なことから、やるのだったら、ちゃんと最初から書けという行政認可のレベルの判断は、それとして理解することなのですが、位置づけとかが誤解されないようにとか、逆にこれを書いていないと認可しないみたいな話も誤解になるし、それは注意して政令なり、制度をつくっていただいたらということです。

あと、例えば委託する前の書きようみたいなことについては、意見があったら、今ここで言ったらいいのですか。

第三者に委託する場合は、拝見すると、誰に委託するのか、どう委託するのかまで書きなさいという話が出ていて、公益信託だから、お金がどう動いて、最後はなくなっていくかとプランを考えると、委託するのだったら必要だろうという場面もそれなりにあると思うのですが、民事信託一般の話をしてはいけないかもしれないけれども、委託する可能性もあるから委託しますと、取りあえず条項として書いておくことは、一般的にはある話だと思うのです。

だから、その場合は、委託する可能性があるから条項に書くのだけれども、直ちに委託するわけではないという形で、契約書に取りあえず委託をできると書く場合があり得て、そういう場合はどうなのかなとか、それはあっているのかなと。

自分の感覚は、あってもいいと思うのだけれども、ここの資料の立てつけだとそうなっていないから、その辺はどういう御意見かなと伺いたかったのでしょうか。

いいですか。委託することができるとだけ書いてあったら、どうなのということですね。

○湯浅座長 では、事務局から御回答いただければと思います。

○古谷企画官 それも、委託を予定しているのであれば、ある程度抽象的でも、契約書に書いていただきたいところが最低限のノルマかと思ってまして、最初から具体的な相手

方の名前とか属性を書くところまでは要求していないと理解しております。

○林参与 分かりました。

結構です。

○岡本参与 多分ですが、理解しているつもりなのだけれども、任意的記載事項で書いても、変更認可の対象になりますと。

これは、可能性は十分にありますということは理解しているのですが、そうすると、できるだけ書かないほうがいいとなりますね。そのようになる可能性は結構あると思うのです。

申請するほうとしては、できるだけ書類は減らしたいし、後から行政手続が必要なことについてはやりたくない。

もちろん、書いておいたら自由にできるからいいのだという考え方もあるけれども、後で変更認可が必要ない形だったら、任意的記載事項で書こうかなとなると思うので、申請する人たちはそのように動くという理解が必要かなということで、使いやすくするためには、わざわざ任意的記載事項をつくって、モデルだと言っても、できるだけ書きたくないと考える人が多いのではないかと。

○大野次長 一言よろしいでしょうか。

結局、公益信託法のガバナンス自体は非常に緩いものだと考えておりまして、受託者が自由にできてしまう形になります。書いていないことは、受託者が裁量によっていろいろとできますよということになる。

行政庁としては、そういう前提で、受託者に技術的能力なり、経理的基礎について判断をせざるを得ないことになります。信託行為に書いていないことは何でもできるのだ、何でもやりたいのだと。

だったら、ちゃんとしたガバナンスが必要ですねという議論をせざるを得ない。これが公益認可の考え方とならざるを得ない。

だから、逆に言うと、書いてあれば、それに見合ったガバナンスでも構わない。決められた内容に即して公益信託事務の適正な処理に必要な技術的能力があると判断できる。そういう形になるのだと私どもは考えてございます。

○湯浅座長 松元参与、お願いします。

○松元参与 今の岡本参与のお話を聞いていて、昨日の夜、混乱していたのは私だけではなかったのだと思って、安心したのですが、少なくとも今の事務局説明案だと、第J条の6号で、任意的記載事項であれば軽微な変更にあたるので、信託契約書に書いたとしても、届出で済むという立てつけになっているので、このまま事務局案が通れば、任意的記載事項を幾ら書いたとしても、それが変更の認可が必要ということにはならず、届出だけで済みますので、今、先生がおっしゃったような問題は発生しないと思います。

なので、理解がかなり混乱しているのですが、ちらっと思ったのですが、もしかすると任意的記載事項と必要的記載事項だけでなく、さっき弥永先生がおっしゃっていた資料1ー

1の8ページの4ですね。

やるなら書かなければいけないということがまた入ってくことで、任意的記載事項の意味がさらにカオスになっている気もするので、言葉を3つぐらいに分けてもいいのかもしれないと思います。

資料1-1の8ページの4のやるなら書かなければいけないけれども、やらないなら書かなくていいというのは、別立ての言葉か、説明が。言葉をつくらないとしても、説明としては別のほうがいいのかないかなという感じがしました。

ここが一番重要なポイントで、信託契約に何を書くかというところで、実務的に本当に重要なところなので、本当に難しいと思うのですが、皆さんが分かるような、誤解のない整理をしていただけると大変うれしいと思います。

○古谷企画官 ありがとうございます。

1～3は、書かなければ認められない事項、いわゆる必要的記載事項であって、4については、決めたのなら書いてほしい事項として掲げていまして、2つの意味が一つに入っているのと、さらに、認可の軽微かどうかで、軽微性と任意性は、先ほどJ条で併せたところもあって、概念がいろいろと結びついてしまって、非常に議論が混乱したのだと思いました。そこは言葉遣いも含めて、もう一度整理させていただきます。

○大塚参与 よろしいですか。

○湯浅座長 大塚先生、お願いします。

○大塚参与 林参与の御質問に少し戻るのですが、公益信託事務を一部委託する場合に、認可の段階で委託先が決まっている場合は、その委託先の名称で、決まっていない場合には委託先の選定の基準、手続を記載しろということなのですが、決まっているか、いないかでそこまで変えていいのかなという疑問があります。

要は、例えば決まっていないときに、委託先選定の基準とか手続だけ書けばよいということだとすると、認可を受けて、基準に従って一回決めました、その後、やはり変えましょうというときに、それは変更の認可は不要で、変えてよいということになるのですが、最初の公益信託認可の前に委託先を決めていましたというときには、委託先を変える場合には、変更の認可が必要になってくるところで、かなりずれが生じてしまうのではないかと思います。

したがって、事前に委託先を決めている場合でも、書くべきは委託先の選定の基準とか手続であって、委託先をどこにするかというのも一切知らせなくていいのかというと、何となくそれではよくないような気はしますので、委託先を決めた場合にはそれを届け出るとか、別の手続を踏ませることがいいのかなと考えました。

以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

先に決まっているものと、後から決まるもので手続が違うではないかということですね。御回答をお願いします。

○古谷企画官 そのような問題が起こりうるのは御指摘のとおりですので、そこは手順の組み方も含めて、引き続き検討させていただきたいと思います。

○大野次長 補足させていただきますが、先ほどの軽微なものは届出でいいということでございまして、勝手にできるということですが、これは思い切った御提案であることをご理解いただきたく思います。監督の対象として、事後チェックの対象にするのだということが前提です。最初に書いても軽微として後からはどのように変えてもいいというものでは当然ございません。何をもって軽微とするかについては、本来は、任意的記載事項かどうかということとは全く別に判断されるべきものである。

そういった中で、事後チェックを優先するという大きな政策判断を提案していると御理解いただければと思います。

○大塚参与 その点、よろしいですか。

○湯浅座長 どうぞ。

○大塚参与 変更について、資料における任意的記載事項は全て届出事項にするという案の趣旨は分かりました。

ただし、必要的記載事項のみで公益性があるかどうかの判断ができるかというところはひとつ考えるべきところかなと思ひまして、公益認可をする際の判断においては、必要的記載事項だけではなくて、恐らく契約書全体を見て判断、評価すると思ひます。

そのときに、必要的記載事項ではないのだけれども、任意的記載事項のこの条項がまさに公益認可の判断に効いてくるという可能性はございまして、そういった場合に、そういったものも全て届出事項にしてよいのか。もちろん、後から監督ということはあり得ると思ひますが、届出事項で済ませてしまっているのかというのは、ひとつ考える余地はあるかと思ひます。

とはいえ、そこまですると、かなり手順が複雑になってしまつて、実務に堪えないという可能性はございしますので、御提案の趣旨はよく分かるということです。

以上です。

○湯浅座長 御懸念はごもっともだと思います。

ありがとうございます。

では、事務局からお願いします。

○古谷企画官 任意的記載事項とされたものの中でも重要なものがあるのではないかとこの御指摘はそのとおりなのですが、先ほど次長の御説明にもあつたとおり、軽微性と任意的記載事項を並びで規律できないか、行政庁からの判断の明確性や、今後の手順の明確性の観点で、その部分のある程度一致させることができないかというのが今回の御提案になっております。

以上になります。

○湯浅座長 皆様。

溜箭参与、お願いします。

○溜箭参与 契約のイメージも見ながら見てはいたのですが、契約のイメージは、特定資産公益信託ですね。

公益信託の今後の可能性は、もっと事業をやる信託もあるし、逆にもっとガバナンスをシンプルにして、お金を扱うだけにする、いわゆるDAFと言っていますが、寄附者助言みたいなものもありますね。

契約のイメージは、ほかにも幾つか並べるようなイメージですか。

このままだと、選考委員会は、多分、法的な権限の委託になるのかなと思いますが、違う形の委託のやり方もあると思うのです。選ぶ能力はあるけれども、運用能力がないので、運用を委託しますといったこともあり得る。

そういった可能性をどのようにここに落とし込んでいくのかなと思いながら読んでいたのですが、どうお考えですか。

○湯浅座長 事務局、お願いします。

○古谷企画官 ありがとうございます。

今回、差し当たり一番ミニマムな形で、特定資産公益信託を前提のイメージとして作成させていただいております、それを超えて、いろいろなバリエーションに関して、どこまでのニーズがあって、どこまでの契約書みたいな形のモデルないしイメージを出すかどうかについては、自由討議の中では是非御意見をいただきたく存じます。どのようなモデルを策定すべきかも含めて検討させていただく形で考えております。

○大野次長 補足させていただきますが、局長が最初に申しましたとおり、いろいろな事態が考えられる、あらゆる事態を想定することは、現時点で不可能でございます。

ですので、いろいろなものがあつたほうがいいねという議論も出てくるのですが、事務局の能力も限られますし、モデル契約を全てを行政がつくるのがいいのかという問題もあると思います。

そういったことも踏まえまして、この研究会におけるタイムスパンは、今年の夏ぐらいまでを想定しておりますが、その中で、これだけは必要なものがあるかどうかといった観点からの検討を行っていくということでございます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

○溜箭参与 もうちょっといいですか。

○湯浅座長 はい。

○溜箭参与 これだけでやるのも、一つのやり方だと思うのです。

ただ、その場合には、ほかの書き方もありますよ、特に特定資産公益信託は非常に制約の強いもので、運用の方法とかも限られていたりするので、これしかできないという印象は、今度は与えてはいけないような気がするのです。

なので、そこら辺は、どんどん増やせという趣旨ではないのですが、限定するのであれば、自由度はもっとありますよということをきちんと書いておかないと、公益信託のポテンシャルをすごく狭めてしまうのではないかという気がしたということです。

○湯浅座長　ありがとうございます。

大分時間も押していまして、自由討議の時間もございますので、このテーマにつきましては、ここで取りあえず切り上げさせていただきまして、次の事項に移らせていただきたいと思います。

それでは、事項②につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○古谷企画官　資料１－１の11ページをご覧ください。受託者の能力に関する認可基準についてのものになります。

受託者につきましては、経理的基礎、技術的能力という基準で法律上審査することになっております。

府令でそれぞれの要件について大きな要素を示すことを検討しております。今後、ガイドラインで典型的な内容を提示することを踏まえてということになりますが、大きな要素について方向性を示すための御提示ということになります。

１の経理的基礎につきましては、公益法人における経理的基礎の考え方を踏襲しております。「財政基盤の明確化」「財産管理・経理処理の適正性」「情報開示の適正性」の類型を挙げております。

特に御議論いただきたい内容としましては「財政基盤の明確化」について、受託者固有の財政的基盤の確保をどこまで求めるのかどうかといった点が観点になります。

その次の「信託財産の分別管理」は、当然の要請になりますが、経理的処理についても、信託管理人がどこまで関わるべきかが問題となります。この点は、信託法上、あまり明確でもないところでどう関わるべきか、固有事業と信託事務が共通ないし類似である場合の問題点や経理的基礎の在り方についても合わせて御示唆等をいただければと存じます。

情報開示については、公益法人並びとなります。

続いて、受託者の技術的能力についても、３つの観点ということで「適正な運営の仕組み」「専門家の関与」「任務の存続可能性」を挙げております。

特に既に議論として出てきておりますが「適正な運営の仕組み」について、固有のガバナンスの在り方が問題となります。例えば公益法人ほどしっかりとしたガバナンスがない団体や個人について、どこまで公益認可の中で求めるのが問題となります。「専門家の関与」については、選考委員会等の問題で、公益性の判断における透明性や適正性にも関わるものとなっております。

「任務の存続可能性」については、特に個人は死亡、病気などがありますので、その点の見通しを認可の段階でもある程度しっかりと認可時に示していただきたいということで書かせていただいております。

以上、概略について、私の御説明は終わりにさせていただきます。

○湯浅座長　ありがとうございます。

では、こちらの内容につきまして、御意見、御質問がある方、挙手をお願いできますでしょうか。

松元先生、お願いします。

○松元参与 いつも先走って大変恐縮ですが、私からは、11ページの論点について、2点申し上げたいと思います。

1つ目が、11ページの1「①財政基盤の明確化」で「特に固有財産の財政基盤の確保の必要性・程度に関して御意見をいただきたい」というところなのですが、資料3-2のD条として案になっているところですが、32ページのD条1項1号を見ると「安定的かつ継続的に当該公益信託事務を処理するために必要な信託財産及び固有財産における財政基盤が確保されていること」ということで、これは個人の受託者の場合に「固有財産における財政基盤が確保されていること」を明示的に要求するという御提案になっているわけです。

その趣旨を拝見して、破産されたら困るというのは大変よく分かるのですが、準備研究会でも問題になっていたかと思いますが、公益法人の場合と違って、公益信託は、自分自身の財産を使うことは基本的には想定されていないのです。

もちろん、前払いをする必要が生じるとか言い出したら切りはないと思うものの、一番シンプルな信託を念頭に置くと、前払いは恐らくほぼ発生しないのではないかと思います。そうすると、受託者の財政状況をあまり厳格に要求するようなことにはなってしまうのではないかと考えています。なので、破産しないというレベル感でいいのではないかと。別に普通のサラリーマンでいいのではないかと。

例えば債務超過は駄目とか言い出すと、個人的に住宅ローンを抱えているサラリーマンはいっぱいいるので、みんな駄目になってしまいますし、そこはあまり実質的に見なくてもいいのではないかと。

仮に破産してしまったら受託者の交代なので、どちらかというところ、受託者が単独の個人である場合には、受託者を交代することになった場合について、例えば弁護士さんだったら、もしやめるときは、弁護士会の推薦を入れるようにしておくとか、交代できる手段があるかというところを見るほうが現実的なような気がします。

あるいは交代できる手段がないなら、ちゃんと2人以上共同受託者にするとか、別の資料でもあったのですが、あまりここで受託者の前年度の収入を証明させるとかをやると、多分、受ける方にとってすごくハードルが高くなるのと、かつ、そのときだけ見ても、もしかしたら翌年、その方が会社を辞めるかもしれない。

まさか毎年徴収するわけにいかないもので、あまり何の意味もないかなというところで、ここは破産しない程度は必要ということでもし条文を書くとしても、そんなに見ないでほしいというのが1点です。

それから、資料の11ページの2①です。

「適正な運営の仕組み」の技術的能力なのですが、資料3-2の36ページ。

35ページですね。私が前のバージョンを見ているのかもしれませんが。

「イ 技術的能力」の「①適正な運営の仕組みについて」の一番下5行です。

「例えば、自然人の受託者である場合には」ちょっと飛ばして「重要な意思決定には、

公益法人のいわゆる三分の一基準に相当する規律を満たす合議制機関による同意を必要とすること等が考えられる」と書いてあって、もしそのまま事務局の御提案が通ると、軽量・軽装備という公益信託の趣旨に反しないだろうかというか、結局、受託者1人では駄目で、しかも、信託管理人はいるわけなので、受託者と信託管理人がいても、合議制機関、しかも3分の1基準は、恐らく親族とかの割合は3分の1までとかだと思いますが、これをデフォルトとして要求するのはどうなのか。

少なくとも、これまでの法制審の議論とかで軽量・軽装備と言っていたときは、ここまでは考えていなかったのではないかという感じで、違和感が強いところです。

いわゆるお金を配るときに、配り先が偏らないように、利益相反がないように、運営委員会をちゃんと置くのは、どちらかというと給付先の配り先の話であって、ガバナンスの話ではない。

今まで信託銀行が受託者になるときに使っていた運営委員会は、例えば野鳥保護という目的の公益信託であれば、野鳥の専門家の人が運営委員会に入っているわけなので、彼らに信託のガバナンスについての意思決定まで委ねるのは違和感がある。

逆に、運営委員会の人をちゃんと入れましょうということは別に要求しても構わないと思っていて、運営委員会の人、給付先について、知り合いに偏らないようにするとか、ちゃんと学術的な根拠があって、この人になっているという給付先さえ選んでいけば、そんなにおかしなことにはならないのではないかということもありまして、ここの「公益法人のいわゆる三分の一基準に相当する規律を満たす合議制機関による同意を必要とする」ところは、かなり慎重にお考えいただければありがたいと思います。

すみません。長くなりましたが、私からは2点です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

ただいまの点につきまして、事務局から御回答をお願いします。

○大野次長 この辺りをどうするかは非常に悩ましいところだと思っておりまして、これを一律に要求するかということまでは私どもは考えておりませんが、では、こういった場合にガバナンスがあると言えるのかという代替案は何があるのかというところが最大の問題だと思っております。弁護士さんならいいのか、あるいは巨大な資産を持っている方が信用できるのか。

正直に申しまして、個人的な関係であって、一対一の信頼関係でこの人に信託するということはあると思うのですが、行政としてこの方なら信頼できるということをどうやって担保することができるのか。

さらに申し上げますと、そのときに、信託管理人がどういう監督を行う仕組みになっているのか。例えば公益法人が信託管理人としてしっかりと監督しているというときに、ここまで求める必要はないでしょうといった議論は当然あるかもしれない。

あるいは3年なり、5年なりで終わるようなお金配りの公益事務で、選考委員会を置き、受託者も弁護士さんがやっているといった場合に、三分の一基準までは必要ないというこ

とはあるのかもしれないと考えています。規模をどうするのかとか、信託管理人がどうなるのか、公益事務として何をするのかということと併せて考えて三分の一基準は必要ないという議論が必要になってくると思いますが、こういった三分の一基準であれば、そういった要素を考慮しなくとも、外形的に判断しやすいのかなと。

それ以外にもしっかりと基準があれば、それに乗ることについて、全く問題ないと思いつつも、特に個人の場合の判断の難しさは非常に強く感じております。

○松元参与 よろしいでしょうか。

○湯浅座長 松元参与、お願いします。

○松元参与 今、代替案ということだったので、案に全くなっていないとは思いますが、せっかく条文で技術的能力が要求されているわけですので、例えばですが、受託者が弁護士さんで、信託管理人が公認会計士さんで、運営委員会として鳥の専門家が入っているとになったら、全く問題ないと思うのです。

それで駄目と言われたら、この制度を使うなというぐらいのものだと思うので、受託者と信託管理人の能力を考え、受託者と信託管理人の専門的能力が必ずしも十分でない場合には、複数名の関係者を要求することも考えられるぐらいにしておけばいいのかなと。

そこから先は、ガイドラインとかのレベルの話だと思うのですが、少なくとも今の書きぶりだと、自然人だと、合議制機関による同意が必要となっているので、個人の感触としては、受託者、信託管理人の専門性が必ずしも十分でないときには、複数名の関与を要求するぐらいのことでいいのではないかというのが私見です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

今、ここに書いてあるのは、ガイドラインも見据えたところでの記述かと思ひまして、これがデフォルトというわけではないと自分は理解していました。

○湯浅座長 林先生、お願いします。

○林参与 林です。

松元先生がおっしゃったところに尽きるかもしれないけれども、かぶせて言うかもしれませんが、すみません。

問題意識は全く一緒だったのです。ですから、前段の財産的基盤で、固有資産についてどういうものが必要かみたいなことを言われているので、そこについての問題意識は。

公益法人自身は、法人自体としてお金があって、そこで公益事業をやるのです。

信託の場合は、信託財産があって、それがあつた種会社の主体でやるのだろうけれども、当事者、法的には帰属主体は受託者だという違いがあるので、資産的に言えば、公益法人で見ている部分は、僕は絶対に信託財産だけだと思っているのです。

要するに、例えばとても小規模で言えば、5000万の公益信託の財産があつたときに、受託者が5000万以上持っていないといけないのかという議論は絶対におかしいと思っているので、そこはぜひ御検討いただきたいと思ひまして、住宅ローンとか、いろいろとおっしゃったのも、松元先生がおっしゃるとおりだと思ったのです。

ですから、我々でもいろいろと事前に検討させていただいたところでも、破産してはいけないのはそうなので、申請時というか、認可時には破産していないこととか、そういうものを確認するようなところなのかなと思っています。

確かに、仕事もしていないし、収入もないような人がここに登場してくることも、前提として一切考えていないのです。

だから、普通の、さっき言われたようなちゃんとした人が出てくるということなのだけれども、この資料を見て、僕自身は、前年の源泉とか、それぐらいさらっとした情報だけ見せるのは仕方がないと思ったのですが、信託財産がこうだから、個人財産はこれ以上要るとか、そういう厳格な基準を出されると、ちょっとしんどいかなと思いました。

確かに受託者としてふさわしい人はどういう人なのかを考えると、どういう仕事をしていてというか、クレジットカードの審査みたいなイメージを持ってしまったから駄目だけれども、それぐらいのレベルのことだけ開示するのだったら、それは仕方がないかと思ったのだけれども、そこら辺は、ベースは破産していないとか、普通にちゃんとした人か、そのレベルだけのチェックのように考えていただきたいと思ったのが1点です。

あとは、2の「③任務の存続可能性」と、受託者が亡くなった場合とかの話について言うと、民事信託一般で言うと、当然、問題意識は持っているし、長くかかる場合は、後継受託者の定めを基本的にすべきだと日弁連とかでも言っているところなのです。

だから、書けるなら後継受託者を書けばいいのだと思うのですが、信託の性質に応じて、例えば5年、10年だったら、必ずしも後継受託者がいなくても、マストではないのではないのかと。受託者になる弁護士の年齢とかにも係るかもしれないけれども、基本的には、後継受託者を一応書くほうがいいのだけれども、信託とかの事情に応じて不要な場合もあるだろうしというようなところが、申請のときの入り口かなと思いました。

途中で亡くなって、要するに、後継者が書かれていなくても、亡くなる場合があるかもしれないし、それは法の手続に従って、新受託者を選任するところなのでしょうから、そこで適切な新受託者を選べばいいというか、弁護士会的に言えば、人材をちゃんと教育するので大丈夫ですよと申し上げるようなところなのでしょうが、イメージとしてはそんな感じで持っています。

取りあえず、以上です。

○湯浅座長　ありがとうございます。岡本先生、お願いします。

○岡本参与　恐らく、この委員の中で、どういう公益信託か、小さくて事業をやっているような、どういうものをイメージするかによって、最低基準はどれだということで、議論の幅がかなり違ってくるのではないかと思います。

一つは、従来の公益信託の在り方に引っ張られていくのはあるだろうし、公益法人の規制の仕方に引っ張られていくことになっていくのも自然かなという気もするのですが、イメージとして考えると、例えば町内会よりちょっと大きいぐらいの単位で空き家とか何かがあって、それをPTAに信託してはどうだろうか考えるのもあり得るかもしれないし、校

長先生に言って頼んで、知り合いに管理人を頼もうかなというようなレベルがあり得ないのか、それはイメージとしては駄目なのか。

不特定多数というのがあるから、今までの議論で言うと、それは目的信託でしょうみたいな規模感からすると、そういう話はあったと思うのですが、特活法（特定非営利活動促進法）の議論では、不特定多数の話でいくと、総務省などは、町内会レベルでも特活法人でいいよみたいな話もしているので、そちらのほうの認証で考えても、そんなに不特定多数が広くなくていいというのは十分にあり得るところだと思うのです。学校の卒業生の範囲でも、可能性はあるのではないかという議論もあるところだと思うのです。

目的信託との幅があるから、規模感もいろいろと議論があると思うのだけれども、英米などでは非常に小さい信託がたくさんありますね。

本当に小さくて、小さい信託をつくったけれども、潰れていくというのはいっぱいあると思うのです。

公益信託もあると思うのだけれども、チャリティートラストがたくさんできて、たくさん潰れていっていると思うのだけれども、それを許容できないぐらいにしっかりとサポートしなくてはいけないのだというか、初めのところ、参入障壁で縛らなくてはいけないという議論は、できるだけやめたほうがいいと私は思っている。でないと、広がらない。

例えば子ども食堂の話はよく出てきますが、赤字のNPOで、しんどいからこそまさにそこにお金をあげて、公益信託で子ども食堂の事業を発展させてあげたいと考える人がいたとして、それも別に悪くはないのではないかと僕は思うのです。

僕のすぐそばのところでも子ども食堂をやっていますが、かつかつで、毎回助成金を一生懸命に出して、通るときと通らないときですごくしんどい思いをしているところもあります。それでも、いい仕事をやっている。そういうところは公益信託の受託者になれないのだというので、困ったなと僕は思います。

なので、例えば関口さんのようなNPO界の人でも、これで本当に通るのだろうか、本当に手を挙げる人がどれぐらい出てくるのだろうかということで、そういう意味での事例を参与の皆さんや行政の方々がどのぐらいのイメージを持っておられるのかなというのはすごく大事だと思うのです。

そういう意味では、例えば運営委員に履歴書を出せとか、そういう書類仕事を増やしていくようなことは、正直、僕はあり得ないのではないかと思っている。そんなことをしていたら、普通の人は嫌がる。

もちろん、これはお金が絡む。だから、大きいところはちゃんとそれにふさわしい基準をつくっていただきたいし、そうでないといけないと本当に思うのです。そこに関わるNPOもきつというと思うので、そうすると、恐らく、信託業法との関係をどうするかという議論のほうの問題になってくる。

だけれども、小さな地場のそういうNPOや個人的な善意をどういう形で制度の上で可能にするのか。現行、要求している書類量は非常に大きいので、もっと減らしてほしいと正

直に言って僕は思っているし、資格についても、お金持ちでないと受託者になれないような発想は到底あり得ないと思うのです。堅気でちゃんとやっている人だったらいいと。

○湯浅座長 今回の御発言の趣旨は、受託者の固有の財政基盤は特に要求する必要はないという御意見でよろしかったでしょうか。

○岡本参与 それと、それ以外の書類とかについても、技術的基礎や経理的基礎についての保証を強く求め過ぎないほうがいいのではないかとということです。

○湯浅座長 書類も、手続も簡素化が必要だということでもよろしいでしょうか。

○岡本参与 はい。

すみませんでした。

○湯浅座長 ありがとうございます。では、弥永参与、お願いいたします。

○弥永参与 ありがとうございます。

私は、慎重論を申し上げたいと思うのですが、例えば資料3-2の33ページのD条1項2号、つまり、信託財産の分別管理とかが適切に行われる仕組みをどの程度しっかりと確保するかが、松元先生などがおっしゃっているところと関係があると私は思うのです。

すなわち、分別管理をきちんとやってくれなかったときに、受託者が損害賠償責任を負えるかどうかは私は気になるわけで、受託者の財政的基盤を要求しないのだったら、D条1項2号のような分別管理が適切に行われる仕組みが構築されているかどうかというところを厳しく見ないとまずいことになるわけで、どこで厳しくするのかに影響すると私は思っているのです。

つまり、信託管理人に本当に信頼を置ける、信託管理人が最後の砦で、この人が本当に有能で、しっかりと働いてくれるのだったら、私はかなり軽い装備でいいと思っているのですが、そこまで信託管理人に期待していいのか。

もちろん、信託銀行がやってくださっている前提ですが、信託管理人をさせていただいた感覚からすれば、信託管理人を私みたいなのができたのはなぜかということ、言わば現在の非常に単純な、要するに、助成をしていくタイプの信託であり、かつ、信託銀行が後ろについているから、能力がなくてもできるわけですが、今後、信託管理人としてどういう人を選ばなければいけないかということについて、公益認定のところで結構厳しくやっていく。

そういうポリシーであれば、松元先生たちの御意見に乗るのは全くやぶさかではないのですが、信託管理人の要件を甘くする、あるいはD条1項2号のような分別管理が適切に行われる仕組みとして、あまり厳しいことを要求しないのであれば、どこかで受託者が不適切な行為をしたときに、ちゃんと信託財産に生じた損害を補填できる仕組みが必要になるのではないかと。

だから、全体のバランスというか、組合せによって決まってくるのではないかという気はするのです。要するに、個人、あるいは一人会社みたいなところとか、そういう受託者の財政的基盤を要求するか、しないかは、他との組合せで考えるべきであって、そこだけ

を取り上げて、これは問題という議論は、制度の仕組みというか、立てつけとしてバランスが気になるなと思ったところでございます。

○湯浅座長 弥永先生、ありがとうございます。

○溜箭参与 いいですか。

○湯浅座長 溜箭参与、お願いします。

○溜箭参与 あまり長くならないようにしますが、バランスということもあったし、小さい規模のところはどうするのですかといったこともあって、それはどちらも大事だと思うのです。

公益活動の規模、性質との釣合いで考えていく必要があるということをもう少しきちんと書いてあげたほうが、読む人は分かりやすくなるのではないかという気がしたのが一つです。

もう一つは、松元先生がおっしゃった36ページの下から2つ目の塊の「例えば」から始まる段落で、3分の1基準という公益法人並びにになってしまうのは、ちょっと慎重になる必要があるのではないかと思います。

技術的能力、とりわけ適正な運営の仕組みを構築するのは、多分、いろいろなやり方があると思うのです。

なので、例えば受託者を複数にするとか、複数の受託者の互いの独立性を高めるとか、委員会を設置するとか、信託管理人をきちんと選ぶ、あるいは業務を適切に委託する。そういった信託法上、あるいは公益信託法上、可能な手段は幾つかあると思うのです。そういうものをある程度並べてあげる。こうでなければいけませんよという形ではなくて、並べてあげることも大事ではないかと思います。

専門性も、会計士とかそういった人をつけるのは、オプションとしては当然あるわけですが、そうでなければ駄目だよみたいな感じで運用される。特に地方でそういうことになってしまうと困るので、そういうことがないようなことを担保するような書きぶりをもう少し工夫できたらいいのではないかと感じました。

○湯浅座長 ありがとうございます。豊福参与、お願いします。

○豊福参与 信託協会の立場として何点かお話しさせていただきますと、今までの議論と少し逆の議論かもしれないのですが、私ども信託銀行ないし信託会社は、金融庁の免許ないし認可を受けて、年1回の検査等もありながら、業務を遂行しているところでございます。従って、ここで言う経理的基礎とか技術的能力については、認可もしくは免許の段階で既にチェックを受けておりますので、この辺りは、簡易な手続等を取っていただければ大変助かると思っています。

特に既に数百件の既存の公益信託がございまして、これは移行手続が必要になってきますので、この辺りについても、特例的な手続で、簡易な方法が何かあれば、大変助かるという意見でございます。

それと、11ページの2「②専門家の関与」と「合議制の機関」とを同義と一応考えてい

ます。私どもの現行実務関係で言うと、現在の運営委員会となりますが、助成先を決めるに当たりまして、助言等を求める組織なのですが、これも同一の考え方でいいのかということだけ確認させてもらおうと思っています。

最後は、細かいのですが、私の持っている資料で言うと、資料3-2の31ページの「第2 公益信託認可における基準について」のC条なのですが、三がかぎ括弧で新たに追加されているのですが、総額見込額の上限を決めなさいと。今までにない規定なので、将来の寄附の見込額を把握して一件一件総額を決めるとなると、大変難易度が高いと思いました。

これは現行法にない規定で、対応するのは大変厳しいかなというのが直感的な印象でございますので、お伝えだけしておきます。

以上でございます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

話が広がってきておりますが、研究会で公益事務の内容だったり、受託者、信託管理人、それから、今話が出ましたが、分別管理の状況も全部含めて、それぞれどういった方だったら、どれほどのことが必要かというマトリックス表みたいなものをお示しいたした、そんなイメージで取りまとめるというのが弥永先生のお考えと理解いたしました。

○弥永参与 ありがとうございます。

○湯浅座長 そういうものだろうと自分も思っております。

例えば豊福参与からお話がありました特定資産の上限額ですね。

御説明いただけたら。

○古谷企画官 ありがとうございます。

特定資産公益信託に関しては、財務規律との関係もありますので、次回にさせていただきますと存じます。

「専門家の関与」については、まさに今の運営委員会がそのまま当てはまるというのは御指摘のとおりでございます。

また、これまで御意見をいただいているとおり、マトリックスなどを検討して、次回までに御提示させていただけたらと思います。

○湯浅座長 では、大塚先生。

○大塚参与 先ほどのD条2項2号の「専門家の関与」なのですが、これは、合議体が必ず必要だということではなくて、例えば受託者に専門的な知識・経験があれば、それでもよろしいということなのかなと、説明を読んでいたら思いました。

ただ、その場合、2項2号の書きぶりなのですが、この書きぶりだと、受託者が知識及び経験を有する者として認められるのだということが若干読みにくいような気がしますので、この点は、少し書きぶりを変えてもいいかと思いました。

以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

事務局、お願いします。

○古谷企画官 御指摘のとおりで、受託者がまさに専門家であれば、その者も含むということで考えております。書きぶりについては検討させていただきます。

○湯浅座長 すみません。

次のテーマに入らせていただきます。

事項③、事項④につきまして、続けて事務局から御説明をお願いいたします。

○古谷企画官 資料1の12ページをご覧ください。信託管理人の能力についての認可基準になります。受託者について、必要な監督のための能力ということで、審査することを想定しております。最終的には、ガイドライン等、また、マトリックス等で示すことも検討いたしますが、信託管理人はどこまで、何を監督すべきかといった観点で御議論いただけたらと思っております。

既に御議論いただいているところでありますが、また追加的に御意見等があったら、頂戴させていただけたらと存じます。

続いて、事項④になりますが、13ページを御説明させていただきます。

こちらは、若干技術的な点ですので、事務局の提案ということで御提示させていただけたらと存じます。特別の利益を与えてはいけない関係者の類型として、公益法人並びで組んでいるところでありまして、実際に特に2と3、委託者と信託管理人、また、受託者について、それぞれが法人になった場合が非常に問題になると考えております。

ただ、3について、特に公益法人並びで考えた場合に非常に広がってしまっていて、例えば設立者、拠出者、場合によっては使用人まで入る中で、株式会社が入ったときに、どこまで広げるのか、広げないのかといったところを事務局のほうで悩んでおりました。

この辺りは、挙げられていない者であれば、特別の利益を与えてよいという規範ではなく、あくまで誘惑的で、行政庁としてチェックすべき人の類型として掲げておりますので、この辺りは、一応、第一案として出させていただいておりますので、御意見等があれば、いただけたらと存じます。

私からは以上です。

○湯浅座長 御説明ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、皆様から御意見、御質問を伺っていききたいと存じます。

岡本参与、お願いします。

○岡本参与 特別の利益については、特定非営利活動法人や社団法人とかの場合に、社員はたくさんいて、その関係者で、例えば障害者の会員がいてとか、その関係のところ支援することも当然あり得るわけですね。だから、そういう意味でいくと、社員全体について広げることにについて危惧する声が上がっていました。

だけれども、特別の利益は、誰であっても特別の利益は駄目でしょうということが前提なので、そこをどこまでチェックするのかについての範囲で、つまり、こういう場合は特別の利益に当たらないということをもう少し明示したほうが使いやすいのではないだろう

かというのがありました。

それと、株式会社のほうで半分以上支配権を持つという話ですが、同時に、社員の場合は、1人でも社員ということになっているので、支配権との関係で株式会社と社員についての規定でそごはないのだろうかということは考えるべきです。

例えば2人だけの一社の場合、1人は50%だから、かなり持つわけですね。

それから、3人で、そのうちの2人が親族だといった場合、一般社団法人の場合だったら、親族で過半数。

社員だからといって、簡単にいいとは言えないのですが、決定権がないとは言えないけれども、株式会社との関係では、あまりにそごがある。過半数と1人は違いがあり過ぎるのではないかと感じております。

以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

松元参与、お願いします。

○松元参与 手短に申し上げたいと思います。

といっても、複雑なのですが、議論していただきたい事項③、信託管理人のところで、内容自体には必ずしも違和感はないのですが、私のものと、資料3-2の37ページ。

38ページか、36ページかもしれないのですが、D+1条の説明文の書きぶりなのですが「1. 本条の概要」の「例えば」の下に黒ポツが3つあるのですが「受託者のガバナンス等が十分ではない場合には、信託管理人が恒常的にモニタリングを行い」。

ここまでは全くそのとおりだと思うのですが「あるいは、受託者の意思決定に参画することも想定される」と書かれていて、ここに個人的に違和感がありました。

信託管理人は、イメージで言うと、株式会社で言うところの監査役のようなチェックする人という機能が強いと思います。

会社法とかの考え方もあるのかもしれませんが、意思決定をする人と監督する人は、基本的にはあまり一緒ではないほうがいいというのがありまして、しかも、信託管理人はまさにちゃんとやっているかをチェックする人なので、自分自身が意思決定に参画するという置き方は、説明の仕方としてあまりしっくりこないなと。

もちろん、信託管理人が委託者の代わりに何かを承認するとか、そういうことはあると思うのですが、それはあくまでも委託者の代理的な立場なので、少なくとも受託者の意思決定に参画するという表現よりは、信託管理人の性質も含めて一度再考いただければと思ったところです。

それが事項③についてのポイントで、議論いただきたい事項の④です。

ここは、特別の利益の供与の関係者についてなのですが、ここは一言で申し上げると、広過ぎるのではないかと感じておりまして、先ほど岡本参与からもありましたように、ここに載っていようが、載っていまいが、いわゆる知り合いや友達、家族とかに偏った、えこひいきした供与をすることは、そもそも善管注意義務違反なので、別を書いていなくて

も駄目なものは駄目。

では、ここに書いてある意味は何かというと、ここに書いてあるものについては、より慎重にチェックしなさいとか、そういう手続がされると望ましいねみたいな話になるので、ここが広がれば広がるほど、受託者の負担というか、真面目にやる受託者の負担は物すごく増える。

そのことを考えたときに、恐らく、今回の発想は、委託者と信託管理人と受託者について、その中でも受託者は重視されているわけですが、それぞれが法人である場合、その法人の役員や株主とか、従業員とか全部含めることになっていて、そうすると、例えば受託者が何とか株式会社だったときに、その受託者の従業員が全部入ってしまうと、真面目に例えば信託銀行さんとかがやろうとすると、今回の受給者の中に、受託者の従業員が例えば1,000人ぐらいで、1,000人の誰かが含まれていないかということをチェックさせるのは、極めてやり過ぎな感じがします。

今回の説明の資料にもあったとおり、この規定が置かれる趣旨が、資料2-2の3ページの(1)の最後です。

資料2-2の3ページの一番下の行「その地位を利用して、自己又は自己と関係を有する者のために利益を誘導するおそれがある」ということで、利益を誘導するおそれが高い人だけ、本当に限定的に書いておけばいいと思います。

そういう意味では、一案というか、一つの考え方としては、まず、信託管理人については、さっきも申し上げたように、意思決定機関ではないので、その人が意思決定機関ではない以上、信託管理人の関係者について、利益関係者としてはあまり広げなくていいのではないかと思います。

委託者と受託者については、確かに委託者はお金を出した人なので、委託者がお金を出して、実は委託者の知り合いとかにみんな配られるというおそれは確かにあるかもしれないので、委託者については、最低限見てもいいかもしれない。

受託者についても、まさに意思決定機関、信託の要ですので、受託者の関係者についても見てもいいかもしれない。

その場合に、どこまで見るかということですが、使用人とかまで見るというのはやり過ぎだと思うので、委託者、あるいは受託者の意思決定機関、例えば取締役とか理事、それから、委託者とか受託者の親会社、子会社、非営利法人の場合であれば、例えば非営利法人の理事の過半数を出している法人とかになるのかもしれませんが、ということで、拾うべきなのは、せいぜいそのぐらいかなと。委託者と受託者の意思決定機関と支配株主、あるいは子会社、子法人ぐらいで十分なのではないかという気がしました。

そうすると、恐らく、ここに書いてあるものの大部分が削られると思うのです。

今のはあくまで私見ですが、そのレベルまで削るほうが、恐らく、余計なコストをかけなくていいのではないかと思います。

大変長くなって申し訳ないです。

以上です。

○湯浅座長 松元参与、ありがとうございます。

皆様、いかがでしょう。

○湯浅座長 林先生、お願いします。

○林参与 松元先生と同じような問題意識で、特別の利益供与をしてはいけないのは当然なのですが、ここに書かれている人たちがやるような特別の利益を与える場面は、具体的にどう想定されてここに書かれているのかが分からなくて、こういう人になったら当然アウトだとか、そこまでの趣旨で書かれているのだったら、とても過剰な話になっていると思います。

逆に、公益信託のそもそもの構造からして、安易にこういう人たちに利益を与えられそうな状況をつくること自体がそこそこ難しそうだなという気はして、それこそ公益信託らしからぬ何かをしているようなものだったらおかしいのだけれども、それは当然駄目なのですが、そういうものは出てきにくいような気がして、どういう場面のことを想定されているのかによるなど。

自分が考えるには、なかなかそんなものはないから、松元先生が言われたように、ぐっと絞れるのではないかという気はしているのですが、自分もどこの場面が駄目で、どれかというのは、ざっくりはイメージができています。

ただ、受給者などを決めるときに、要するに、奨学金とかの場合に、権利を受ける人たちがどういう人なのかによって、厳格な手続の結果、その社員さんだったとか、遠い親戚だったとか、それぐらいは、プロセスがちゃんとしていれば、あってもよさそうな気はしているのですが、その辺の立てつけみたいなのはあるなと思っていました。

○湯浅座長 ありがとうございます。

こちらは、公益法人並びで最大限広げて考えてみたら、ここまでの範囲ですねというものをお示ししたと理解しております。

このままでいいのだという御意見もありますでしょうか。

それとも、今御意見があったとおり、ある程度絞ったほうがいいのかという御意見が大勢でございますでしょうか。

弥永先生、お願いします。

○弥永参与 ある程度絞ることには賛成なのですが、受託者もいろいろとあるわけです。

もちろん、松元先生がおっしゃるのはもっともなので、ある程度絞ったほうがいいわけですが、絞るときにどうやって切っていくかという基準は結構難しく、例えば受託者が法人というケースも、非常に小規模な法人と、先ほど松元先生もおっしゃっていたような、あるいは多くの先生方が恐らく念頭に置くような大規模な会社とか法人を想定する場合は結構違ってきます。

私は、中小企業の会計とかも専門分野の一類型なので、そういうところは、正直に言って、実際に意思決定者の親族とか、そういう人たちに利益が流れていくのは結構あるはず

なので、逆に規模によって見れば、意思決定者の親族や家族とかも、この人たちが本当はカバーされないと困るところがあるのです。

それが事項④なのかもしれませんが、その辺りとの関係で、ざっくりと外すのがいいかどうかは一つの問題ですが、一方で、おっしゃるように、8条5号に当たらない場合であっても、そもそも特別の利益を与えてはいけないという前提はあるので、その意味においては、先ほど私が申しましたように、結局、ガバナンスがどれぐらい効いているかに依存すると思うのです。

ガバナンスがばっちり効いているのだったら狭くしていいと思うのですが、ガバナンスが効かないおそれがあるのだとすると、一応、念のため広く網をかぶせておかないとまずいのかなと。

それは立法技術的にすごく難しいかもしれませんが、あらかじめ予防する何かしらの規定の置き方が必要かどうかは、ガバナンスの仕組みをどれぐらい強く要求するかに依存する。

ところが、恐らく、今回の公益信託制度の改革においては、できるだけ軽量化する、要するに、そもそも体制自体を物すごく複雑につくことを要求しないという前提に立っているとすると、むしろ広く排除するようにしなくてはいけないとか、この辺はバランスの問題というか、その辺があるのではないかと思ったところでございます。

○湯浅座長　ありがとうございます。

いずれにせよ、狭める方向で御検討いただき、なおかつ、弥永先生がおっしゃったパターン化ができるかということですね。

○弥永参与　そうです。

○湯浅座長　それも事務局で検討してください。

○藤谷参与　もう時間はないですよ。

○湯浅座長　藤谷先生。

○藤谷参与　手短に。

全体としてのガバナンスの仕組みのバランスの中で考える必要があるという弥永参与のご指摘は全くそのとおりだと思います。

その上で、我々は府令のレベルの話をしているので、ここでの議論でバランスを調整することができないもの、法律事項に当たるようなものも多分あるのだろうと思います。そこは整理しておいた方が良さそうです。

例えば、8条5号に挙がっていない人たちに特別の利益が供与されてしまった場合に、新法が用意しているサンクションがあるわけです。ただ、制度を濫用する人が一定数は出てくる中で、そのサンクションでは十分な抑止にならないだろうと考えているのであれば、本来であればサンクションを強化できればよいのですがそれは法律事項に関わるので、本日の課題である認可基準のところで絞ることになっている。そうすると、先ほど岡本参与が言われたように、善良な多くの人たちにも一律にコストを事前にかける形になりがちな

わけです。さて、その結果、コストがかかりすぎるので公益信託を使う人が居なくなれば、濫用もゼロになります但利用者もゼロになってしまいます。それが我々の目指すことかというところは考える必要があります。

以上です。

ありがとうございます。

○湯浅座長 御示唆をありがとうございます。

信託管理人に関しまして、何か御意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

自由討議という時間を取ったのですが、残念ながら時間も来てしまいました。

今回の研究会でまたいろいろと議論させていただければと考えております。

○古谷企画官 御意見があれば、書面等を出していただければと。

○湯浅座長 そうですね。

御意見があれば、書面等でお出しいただきますと、次回までに事務局で回答を準備させていただきますので、お願いいたします。

○高角局長 一言だけよろしいですか。

○湯浅座長 はい。お願いします。

○高角局長 どうもありがとうございました。

いろいろと御議論いただいて、最後はバランスが大事だねということは、全くおっしゃるとおりだと思っております。

この制度はかなりオープンな制度になっているということで、先ほどの受託者の議論もそうですが、どんな人でも入ってき得る中で、行政庁としては、例えば見るからに怪しい人が入ってきたときに、きちんとブロック、スクリーニングできるのかというところはどうしても気にしてしまう。

一方で、いろいろなことを想定し始めると、どんどんハードルが上がって行って、結局、誰にも使われないということになると、それでは元も子もないねというところをどう考えていくのかということだと思っておりますので、そういう視点で、御意見等をいただければ幸いです。

ありがとうございます。

○湯浅座長 ありがとうございました。

皆様方には、本日御意見いただきまして、ありがとうございます。

皆様からいただきました御意見などは、事務局で整理いたします。

以上で、議事関係は全て終了いたしましたので、事務局から伝達事項をお願いいたします。

○古谷企画官 事務局から3点御連絡申し上げます。

1点目ですが、本日決定いただいた運営要領に従って「新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会」の議事概要及び議事録を作成いたします。

会議資料、議事概要及び議事録は「公益法人information」にて公表する予定でございます。

2点目でございます。

次回の第2回「新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会」の開催につきましては、令和7年2月19日水曜日の午後1時から開催させていただく予定です。

3点目になりますが、今後の進め方ですが、議事第1で御説明したとおり、スケジュールが非常にタイトになっておりますので、先ほどの自由討議のこともありましたが、本日の御発言以外にも、メール等で随時御意見等をいただければと思っております。

いただきました御意見については、直近の研究会でまとめて一括して御提示させていただき、議事録等に記録することも考えておりますので、御承知おきいただけましたら幸いです。

以上でございます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

それでは、これで第1回「新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会」を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。